

GET ビジネス学習館  
2014 行政書士講座

第2回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

## 第3章 株式

### 1 株式の意義

株式とは、細分化された 割合的単位の形をとる 株式会社の社員たる地位の事。

### 2 株式の本質

#### 1. 株主の権利

##### (1) 基本的権利

(105 条①) 株主の権利には、「剰余金の配当を受ける権利」「残余財産の分配を受ける権利」及び「議決権」がある。

前者 2 者は自益権と呼ばれ、後者は共益権と呼ばれ、株主は会社に対して、自益権と共益権という権利を持つ。

#### けんちゃんの用語チェック

**自益権**とは、会社から利益を受け取る権利

(剰余金の配当を受ける権利と残余財産の分配を受ける権利など)

**共益権**とは、経営に参加する権利

(株主総会における議決権など)

#### けんちゃんのまとめ

##### 【過去問対策】

会社法 109 条①は「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない」として株主平等の原則を規定している。他方、会社法 109 条②は「『公開会社でない株式会社』は、一定の権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる」と規定している。

んだよ。

#### 2. 株主の権利の行使

株主の権利には、**単独株主権**と**少数株主権**がある。

**単独株主権**とは、1 株の株主でも行使できる権利

**少数株主権**とは、一定の割合・一定数以上の株主のみが行使できる権利

**自益権**は全て**単独株主権**

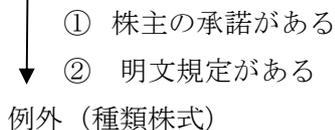
**共益権**は**単独株主権**と**少数株主権**とがある

### 3 株主平等の原則

#### 2. 適用範囲と内容 4. 例外

株式平等の原則は、①各株式の内容が同一

②同一内容の株式は同一の取り扱いをする



### 6 株式の種類

#### 参考+α

#### 1. 種類株式

株式会社は、内容の異なる2以上の種類の株式を発行することもできる。

会社法が内容の異なる種類の株式として認めるのは以下9つに限定される。

- ① 剰余金の配当に関する**優先株・劣後株** ※1
- ② 残余財産分配に関する**優先株・劣後株** ※1
- ③ 議決権制限株式
- ④ 譲渡制限株式
- ⑤ 取得請求権付株式

取得請求権付株式とは、株主が、会社に対して自分の株式を取得するよう請求できる株式のことです。つまり株主に選択権があるプット・オプション(売る権利)が付いた株式といえます。この取得請求権付株式は、企業による買い取りが保証されることによって、株主は普通株式と比べて出資金の保護があるため、将来のリスクを少なくして出資できるというメリットがある。

- ⑥ 取得条項付株式

取得条項付株式とは、当該株主の同意なしに、一定の事由が生じたことを条件に強制的に会社が取得できる株式のことです。つまり会社を選択権があるコール・オプション(買う権利)が付いた株式といえます。この取得条項付株式は、株式の分散・譲渡対策などに利用でき、会社側にとってメリットがある。

- ⑦ 全部取得条項付株式 ※2

全部取得条項付種類株式とは、当該種類の株式について、会社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる株式のこと。

- ⑧ 拒否権付株式

拒否権付株式とは、株主総会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、拒否権付株式を有する株主の種類株主総会の決議を必要とする内容の株式。いわゆる「黄金株」と呼ばれている株式。拒否権を有している事項であれば、株主総会でどれだけ多数の賛成を得たとしても、拒否権付株式の種類株主総会で反対すれば、当該決議事項は効力を生じない。

- ⑨ 取締役・監査役選任権付株式 ※3

役員選任権付種類株式とは、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任することを定めた株式のこと。取締役を選任する場合（取締役選任権付種類株式）と、監査役を選任する場合（監査役選任権付種類株式）がある。

- ※1 剰余金の配当を受ける権利の全部と、残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨を定款で定めることはできない。(定款に定めても無効となる)(105条①②)
- ※2 全部取得条項付株式は、種類株式として発行することができるのにすぎない。点に注意。従って、株式の全部を全部取得条項付株式にすることはできない。
- ※3 非公開会社で委員会設置会社でない会社のみ発行できる。

### けんちゃんの用語チェック

剰余金の配当・残余財産の分配について他の種類の株式よりも優先的な地位が与えられている株式を**優先株式**という。反対に劣後的な地位を与えられている株式を**劣後株式**という。標準となる株式を**普通株式**という。

株式投資において配当は魅力的な要素なので、それを普通よりも有利な取り扱いをしてくれるなんて、誰もが優先株式に殺到してしまいそうだが、世の中そんなに甘くはなく、“そのかわり”という条件がつく。“そのかわり”という条件とは、「株主総会での議決権はありませんよ」、というもの。会社にとっては、配当を多くだしたとしても議決権がないことにより経営によけいな口出しをされたり買収されたりされるリスクを減らしつつ資金調達ができるメリットがあるわけさ。

### けんちゃんの用語チェック

**議決権制限株式**とは、株主総会の全部又は一部の事項について議決権を行使できない株式をいう。

すなわち、株式には

- (i) 全ての決議事項について議決権を行使できる株式
- (ii) 全ての決議事項について議決権を行使できない株式
- (iii) 一定の事項についてのみ議決権を行使できる株式

があり、(ii)と(iii)を併せて**議決権制限株式**という。

### けんちゃんの用語チェック

**取得条項付株式**は、一定の事由が生じた場合に強制的に会社が取得する株式のことで、通常の株式をこれに変えるには株主全員の同意が必要。

**全部取得条項付株式**は主に100%減資のための株式。特別決議があれば株式を強制的に取得するという性質の株式です。

**取得条項付株式**と**全部取得条項付株式**はいずれも、株式会社が株主からその所有する株式を取得することを可能としている点で共通します。しかし、**取得条項付株式**と**全部取得条項付株式**とは次のような違いがあります。**取得条項付株式**の場合には、予め定款で取得事由を定めておく必要がある反面、その事由が発生したら、それだけで株主から株式を取得することができるのに対して、**全部取得条項付株式**の場合には、予め定款で取得事由を定めておく必要がない反面、取得にあたって株主総会の特別決議を経なければなりません。

## 7 株式の内容についての特別の定め

### 参考+α

#### 2. 内容についての特別の定め

1 種類の株式のみを発行している場合には、その全部について次のような定めができる。

- (1) 譲渡制限
- (2) 取得請求権付与
- (3) 取得条項付与 ※4

※4 種類株式発行会社以外の会社において、定款を変更してその発行する全部の株式を取得条項付株式とする定款の定めを設ける場合は、株主全員の同意が必要である（110条）

## 8 株式譲渡自由と制限

**原則** : 株式は自由に譲渡できる

しかし、以下の場合には例外として自由に譲渡できない

**例外①** : 権利株の譲渡制限

権利株の譲渡は、当事者間では有効だが、会社には対抗できない。

(35条・63条②・50条②)

**例外②** : 株券発行前の譲渡制限

株券発行会社においては、株券発行前の株式譲渡は、会社との関係では効力を生じない。

(128条②) (当事者間では有効)

この条文の趣旨は、株券発行事務の円滑を図る為にある。この制約によって会社は当初の株式引受人を株主として取扱い、株券発行事務を進める事ができる。

**例外③** : 自己株式の取得制限

会社が自社の発行した株式を取得する事を自己株式の取得という。

自己株式の取得は、155条が定める場合にしか認められない。

**例外④** : 子会社による親会社株式の取得の制限

子会社は原則としてその親会社である株式会社の株式（親会社株式という）を取得してはならない (135条①)

この条文の趣旨は、親会社は子会社の株主総会において取締役の選任を通じて子会社を支配する。

よって、子会社の親会社株式の取得を許すと、親会社の子会社に対する支配力を背景に、子会社を通じて親会社株式の不当な株価操作等が行われる可能性がある為。

**例外⑤** : 譲渡制限株式

同族会社のような場合、株式の自由譲渡を認めてしまうと、好ましくない者が株主となり会社経営が妨害されるおそれがある。そこで、**定款**で定める事により「株式の全部又は一部を取得するには会社の承認を必要とする。」という形で譲渡を制限する事を認めている。このような制限の付いた株式を譲渡制限株式という。

また、このような定款を定めていない会社を**公開会社**という。

では、その譲渡を承認する会社機関はどこかという、

取締役会設置会社では、**取締役会**の承認が必要

取締役会非設置会社では**株主総会**の承認が必要

**けんちゃんの用語チェック**

権利株とは、株主となることのできる権利を権利株といいます。この権利株を仮に譲渡したとしてもその譲渡を会社に主張することはできないということを意味しています。株式発行前に、権利株が移転すると、権利株の保有者を確定することが困難となり、株式発行事務が滞るためです。ただし、会社に主張することはできないだけであって、当事者間では有効な行為です。

子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、又はその会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（2条③）

また、発行済株式の全てを親会社に保有させている場合を完全子会社という。

親会社とは、株式会社を子会社とする会社、又はその株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（2条④）

**10 出資単位の調整**

**けんちゃんのまとめ**

＜株式の併合・株式の分割・株式無償割当て＞

	株式の併合	株式の分割	株式無償割当て
決議機関・決議要件	株主総会の特別決議	株主総会の普通決議 (取締役会設置会社にあつては取締役会の決議)	株主総会の普通決議 (取締役会設置会社にあつては取締役会の決議) ※いずれの場合も定款で別段の定め可
株主に対する通知・公告	株式の併合の効力を生じるの2週間前までに株主又は種類株主及び登録株式質権者に通知するか、公告をもって通知に代える		株式無償割当ての効力が生じた日後遅滞なく、株主又は種類株主及び登録株式質権者に通知する

## 第4章 機関

### 2 機関設計

#### けんちゃんのまとめ

会社法では、

- (1) 公開会社である大会社
- (2) 公開会社でない大会社
- (3) 公開会社であるが大会社でない
- (4) 公開会社でも大会社でもない

の4つに区分して、その類型毎に最低限の機関の設置を強制した。

また、基本的な会社法の機関設計に関する規律を以下のように定めた。

- (i) 全ての株式会社には、株主総会と取締役が必要
- (ii) 公開会社では、取締役会が必要
- (iii) 取締役会を設置したら監査役（監査役会）又は委員会・執行役のいずれかが必要
- (iv) 取締役会を置かない場合は、監査役会・委員会・執行役を置けない。
- (v) 公開会社でない大会社は、会計監査人が必要
- (vi) 会計監査人を置くには、監査役（監査役会）又は委員会・執行役のいずれかが必要
- (vii) 会計監査人を置かない場合には、委員会・執行役を置けない。

#### 【非公開会社】

大会社以外	① 株主総会、取締役
	② 株主総会、取締役、監査役
	③ 株主総会、取締役、監査役、会計監査人
	④ 株主総会、取締役、会計参与
	⑤ 株主総会、取締役会、監査役
	⑥ 株主総会、取締役会、監査役会
	⑦ 株主総会、取締役会、監査役、会計監査人
	⑧ 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人
	⑨ 株主総会、取締役会、三委員会、会計監査人
大会社	③ 株主総会、取締役、監査役、会計監査人
	⑦ 株主総会、取締役会、監査役、会計監査人
	⑧ 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人
	⑨ 株主総会、取締役会、三委員会、会計監査人

#### 【公開会社】

大会社以外	⑤ 株主総会、取締役会、監査役
	⑥ 株主総会、取締役会、監査役会
	⑦ 株主総会、取締役会、監査役、会計監査人
	⑧ 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人
	⑨ 株主総会、取締役会、三委員会、会計監査人
大会社	⑧ 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人
	⑨ 株主総会、取締役会、三委員会、会計監査人

### 3 株主総会

株主総会・・・会社の意思決定機関

取締役・・・決定事項の執行機関

#### 1. 権限

取締役会非設置会社・・・一切の事項について決定できる

取締役会設置会社・・・会社法と定款に規定された事項のみ決定できる

#### 2. 招集

##### けんちゃんのまとめ

##### 【株主総会の招集手続き】

招集手続き	原則：必要 例外：書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めた場合を除き、議決権を有する株主全員の同意があるときは、招集手続きを省略できる。
招集通知を 発する時期	① 公開会社又は書面、電磁的方法による議決権の行使を認めた場合は、株主総会 の日の2週間前まで ② 公開会社でない株式会社は、株主総会の日 の1週間前まで ③ 公開会社でなく取締役会設置会社でない株式会社は、定款で、1週間より短い 期間を定める事が出来る
通知方法	① 書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めた場合 ② 取締役会設置会社の場合 ※ 取締役会設置会社でない株式会社で、書面又は電磁的方法による議決権の行使を 認めていない場合は、通知方法に制限なし

書面又は株主の承諾  
を得て電磁的方法によ  
る

#### 5. 決議方法

##### (3) 多数決の修正

##### けんちゃんの用語チェック

累積投票とは、通常、2人以上の取締役を株主総会で選任するときには、1人ずつ別々に選任の決議をする。しかしこれだと多数派閥の株主が推す者しか取締役に出来ない可能性がある。そこで、少数派閥の株主が推す者でも取締役に出来るように累積投票制度がある。

すなわち、2人以上の取締役を株主総会で選任するときに、その取締役候補者全員の選任を一括して行い、代わりに各株主には1株につき選任される取締役と同数の議決権を認め、(例えば、3人の取締役を選任する場合は1株につき3票の議決権)投票させ、得票数の多い順に取締役に選任されるという制度。

## 6. 反対株式の株式買取請求権

(会社法第 116 条)

次の各号に掲げる場合には、反対株主は、株式会社に対し、自己の有する当該各号に定める株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

- ① その発行する全部の株式の内容として第 107 条第 1 項第一号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更をする場合 全部の株式
- ② ある種類の株式の内容として第 108 条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更をする場合 第 111 条第二項各号に規定する株式
- ③ 次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式（第 322 条第 2 項の規定による定款の定めがあるものに限る。）を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとき 当該種類の株式
  - イ 株式の併合又は株式の分割
  - ロ 第 185 条に規定する株式無償割当て
  - ハ 単元株式数についての定款の変更
  - ニ 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（第 202 条第 1 項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
  - ホ 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第 241 条第 1 項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
  - ヘ 第 277 条に規定する新株予約権無償割当て

※ 第 107 条 1 項第一号：譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。

※ 第 108 条（異なる種類の株式）

※ 第 111 条（定款の変更のの特則）

※ 第 322 条（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）

※ 第 185 条（株式無償割当て）

※ 第 202 条（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合）

※ 第 241 条（株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合）

※ 第 277 条（新株予約権無償割当て）

### けんちゃんのまとめ

#### 【過去問対策 1】

反対株主には、株式の買取請求権が認められているが（会社法第 116 条）、「議決権制限株式を発行する旨の定款変更決議に反対する株主」は、ここにいる株式買取請求権が認められた反対株主には該当しない。したがって、当該株主は、株式買取請求権を行使することはできない。

#### 【過去問対策 2】

株主総会決議に反対する株主が買取請求権を行使するには、原則として、その決議に先立ち反対の旨を当該株式会社に対して通知し、かつ、その総会において当該行為に反対しなければならない（会社法第 116 条 2 項 1 号イ）。

なお、議決権を行使することができない株主の場合は、これらの行為は不要である（会社法第 116 条 2 項 1 号ロ）。

#### 【過去問対策 3】

株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる（会社法第 116 条 6 項）。

## 7. 株主総会決議の瑕疵

### (2) 株主総会決議不存在確認の訴え

#### けんちゃんのまとめ

##### 【過去問対策 1】

(最判昭和 45 年 8 月 20 日)

株主総会の招集の決定は、会社にとって重要な業務執行の決定であり、その招集は業務執行であり、かつ、会社代表である側面を有する。そして、取締役会設置会社においては、取締役会がその業務の決定をした上で（会社法第 298 条 4 項、362 第 2 項 1 号）、代表取締役（会社法第 349 条）または代表執行役（会社法第 420 条）が会社を代表する。したがって、取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定権は取締役会にあり、招集権者は代表取締役または代表執行役である。そして、取締役会の決議を経ずになされた代表取締役（又は代表執行役）以外の者が招集した株主総会は、法的に有効な株主総会とは評価されず、決議不存在事由（会社法第 830 条 1 項）になるとされる。

(最判昭和 46 年 3 月 18 日)

なお、取締役会の決議を経ずになされた代表取締役（又は代表執行役）が招集した株主総会決議は、招集手続の法令違反として、決議取消事由になるとされている。